

預金債権保全くん 商品概要説明書

ご利用いただける お客さま	ファイナンス事業者さま (貸金業者、デット・ファンド運営会社等)
サービスの概要	<p>お客さま（以下「債権者」といいます）がお客さまの融資先等（以下「債務者」といいます）へ融資した資金や担保等の保全と可視化を行うため、債務者の預金口座を利用した以下3つのサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 債務者の預金口座について当社を第三債務者とする確定日付のある質権設定承諾 2. 債権者による債務者の預金口座の出金管理 (出金時の債権者承認、出金規制) 3. 債権者による債務者口座のモニタリング（残高、入出金） <p>上記1（質権設定承諾）により、対抗要件を具備します。また、上記2（出金管理）、3（モニタリング）により債権保全の実効性を担保することができます。</p> <p>なお、債権者の保全目的に応じたサービスのみを選択してご利用いただくこともできます。</p>
対象口座	債務者名義で当社に開設された法人口座 (以下「保全用口座」といいます。)
本サービスにおける ID 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 本サービスをご利用いただくにあたっては、当社の法人向けサービスである「ビジネス ID 管理*1」の利用が前提となります。 ● 債務者は保全用口座のマスターID*2を当社に届け出ていただき、当社においてマスターIDのパスワードを変更し、マスターIDの操作権限を当社で管理いたします。 ● 当社はマスターIDを用いて債権者と債務者にユーザーID*3を発行します。債権者には出金取引時の承認権限と口座情報の参照権限を付与します。債務者には出金取引時の申請権限と口座情報の参照権限を付与します。*4 <p>*1 ビジネス ID 管理では、振込や残高照会などの取引について操作・承認の権限を設定したグループを作成し、追加したユーザーを所属させて利用する仕組みを提供しています。詳細は、当社ホームページに記載の「ビジネス ID 管理利用規定」、および「ビジネス ID 操作ガイド」をご覧ください。</p> <p>*2 マスターIDとは、法人口座開設時に法人の取引責任者に対して発行されたIDをいいます。マスターIDは、お客さまに対して1つしか発行されず、お客さまが新規作成、</p>

	<p>削除および設定の変更をすることはできません。また、マスターIDの利用者は、お客さまの取引等を全て承認不要で実行することができます。</p> <p>*3 ユーザーIDとは、取引等を行うためにユーザーに発行されたIDをいいます。許可された範囲内での取引等を実行することが可能です。</p> <p>*4 付与される権限は、債権者と債務者との取り決めにより異なります。</p>
サービスの流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 債務者は当社に保全用口座を開設します。 2. 債権者および債務者は連署にて当社宛に質権設定承諾を依頼します。 3. 当社は質権設定を承諾します。 4. 債権者および債務者は連署にて当社宛にID管理依頼書をご提出いただき、債務者はマスターIDを当社にお届けいただきます。お届けいただいたマスターIDのパスワードを当社において変更いたします。 5. 当社は保全用口座に取引規制（出金規制）を行います。 6. 当社は上記4でご提出いただいたID管理依頼書に基づき、ユーザーIDを発行します。 7. 保全用口座からの出金（借入資金を債権者に返済等）を行う際は、当社にて取引規制（出金規制）を一時的に解除します。債務者は保全用口座からの出金依頼を起案し、債権者が承認を行います。 <p>※上記2、3については、質権設定承諾をご希望の場合のみ実施。 ※上記5、7については、出金規制をご希望の場合のみ実施。 ※質権設定の確定日付取得などの必要な手続きについては、債権者・債務者でご対応いただけます。</p>
取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社が別途定める契約事務手数料（融資実行時毎）と口座管理手数料（月額）をお支払いいただきます。 ● 取扱手数料には別途消費税がかかります。 ● 預金口座への担保設定に伴って生じる費用につきましては別途お客さまにご負担いただきます。 ● 当社が本サービスの依頼に基づき、本サービスを開始した日（当社がマスターIDで保全用口座にログインした日）が属する月から、取扱手数料の支払いが発生します。 ● 取扱手数料は当社指定口座へお振込みいただきます。
解約の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 本サービスの解約をご希望のお客さまは、原則として解約希望日の1ヶ月前までに解約依頼書により解約のお申し込みをお願いいたします。 ● 解約依頼書に指定された日程で当社はユーザーIDを削除し、当該口座のマスターIDのパスワードを初期化します。

	<ul style="list-style-type: none">● 月中に解約の手続きをされた場合も日割りでの月額利用料の返金はいたしません。● 当社は以下の事由に該当する場合は本サービスの解約を行います。<ul style="list-style-type: none">(1) 月額利用料のお支払いができなくなった場合(2) 本サービスのご利用継続が困難であるとみなした場合(3) 本サービスのご利用継続が不適切であると当社が判断した場合
その他	<ul style="list-style-type: none">● 本サービス内容を変更または終了する場合は、お客さまに告知のうえ行います。● 本商品概要説明書に記載されていない事項は、当社の規定・約款および他の商品概要説明書に準じます。